

特記仕様書

この特記仕様書は、栃木県土木工事共通仕様書でいう特記仕様書である。
(●:適用する ○:適用しない)

| 項目 | 事 項 |
|-----------------------------|---|
| 現場代理人の常駐義務の緩和及び専任の主任技術者の兼任等 | <p>○ 1 本工事は、現場代理人及び主任技術者の他工事との兼任は認めない。</p> <p>○ 交通量が多い現道上の工事であり、現場の安全管理に特に万全を期す必要がある。</p> <p>○ 急傾斜地での工事であり、現場の安全管理に特に万全を期す必要がある。</p> <p>○ 当該工事は_____であり、現場代理人が他の工事と兼任した場合、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるため、兼任は認めない。</p> <p>○ 理由:</p> <p>● 2 本工事における現場代理人について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、他工事との兼任が可能である。ただし、作業工程上、受注者が安全管理や現場の運営・取締りなどの面で、現場代理人の常駐が必要と判断した間は、この限りではない。</p> <p>(要件)</p> <p>(1) 他工事が、県土整備部が発注する同一土木事務所管内の工事又は環境森林部、農政部若しくは企業局が発注する同一の市町区域内の工事であり、それらの工事の特記仕様書又は施工条件書等に兼任が可能である旨明記されていること。</p> <p>(2) 兼任できる箇所は3箇所までとする。(R6.3.31までに発注する建設工事に適用)</p> <p>(3) 兼任する工事の請負代金が4,000万円以上の場合、現場代理人が現場から不在となる間、現場の運営・取締りを行える者(以下「連絡員」という。)を選任し、常駐させられること。</p> <p>● 3 本工事における主任技術者(監理技術者は除く。)について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、他工事との兼任が可能である。</p> <p>(要件)</p> <p>(1) 他工事が、県土整備部が発注する同一土木事務所管内の工事又は環境森林部、農政部若しくは企業局が発注する同一の市町区域内の工事であり、それらの工事の特記仕様書又は施工条件書等に兼任が可能である旨明記されていること。</p> <p>(2) 兼任できる箇所は2箇所までとする。(R6.3.31までに発注する建設工事に適用)</p> <p>※なお、主任技術者を現場ごとに専任で置く必要がある工事は、「公共性のある工作物に関する重要な工事」で、「請負金額が4,000万円以上」の工事をいう。(建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条) また、発注者から直接請け負った工事のうち4,500万円(※土木工事の場合)以上を下請負契約して工事を施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を専任で置かなければならない。(建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第2条)</p> <p>● 4 現場代理人と主任技術者等の兼務は可能である。</p> <p>● 5 受注者は、現場代理人又は主任技術者を他工事と兼任したい場合は、「工事打合せ簿」により承諾を受け、他工事の「現場代理人及び主任技術者等(選任・変更)通知書」の提出の際に、当該工事打合せの写しを添付すること。また、連絡員についても、他の工事の上記通知書の提出の際に、その氏名等を届け出ること。</p> |
| 監理技術者の兼任について | <p>○ 1 本工事は、他工事との監理技術者の兼任は認めない。</p> <p>○ 当該工事は_____であり、監理技術者が他の工事と兼任した場合、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるため、兼任は認めない。</p> <p>○ 理由:</p> <p>● 2 本工事における監理技術者について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、他工事との兼任が可能である。</p> <p>(1) 兼任する工事それぞれに、監理技術者補佐を専任で配置すること。</p> <p>(2) 他工事が、栃木県内において施工する国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村発注の工事であり、それらの工事の特記仕様書又は施工条件書等に兼任が可能である旨明記されていること。</p> <p>(3) 兼任できる箇所は2箇所までとし、いずれの工事も請負代金3億円未満(営繕工事は2億円未満)であること。</p> <p>● 3 受注者は、監理技術者を他工事と兼任したい場合は、両工事の発注者から承諾を受け、「現場代理人及び主任技術者等(選任・変更)通知書」の提出の際に、工事打合せ簿の写しまたは他の発注者が兼務を承諾した旨の書類の写しを添付すること。なお、承諾が得られない場合は兼任を認めないものとする。</p> |

特記仕様書

この特記仕様書は、栃木県土木工事共通仕様書でいう特記仕様書である。

(●:適用する ○:適用しない)

| 項目 | 事 項 |
|---------------------------|--|
| 施工箇所が点在する工事 | <p>○ 施工箇所が点在する工事</p> <p>1 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇地区』(施工箇所〇〇、〇〇)、『△△地区』(施工箇所〇〇、〇〇)、『□□地区』(施工箇所〇〇、〇〇)ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算」による工事である。</p> <p>2 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(施工地域等)については、対象地区ごとに設定する。</p> |
| ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い | <p>● 本工事は、「工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い」の対象工事である。ただし、低入札価格工事対策試行要領の対象となった場合を除く。</p> <p>1 受注者は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、発注機関の長に対し、工事請負契約締結日から14 日以内に次の①から⑥までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。</p> <p>① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し</p> <p>② ISO9001の審査に係る次の書類</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 直近の審査報告書(初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。)の写し</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ イの審査に係る合否判定結果の写し</p> <p>③ 本工事を担当する内部組織がISO9001 認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類</p> <p>④ ISO9001 認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類</p> <p>⑤ 申請日の前年度及び前々年度に栃木県県土整備部の所掌する工事(土木工事に限る)を完成し、その成績評価を受けている場合においては、すべての工事成績評価通知書の写し</p> <p>⑥ ⑤の成績評価を受けていない場合において、ISO9001 認証の取得以降に栃木県県土整備部の所掌する工事(土木工事に限る)の成績評価を受けているときは、当該成績評価に係る直近の工事成績評価通知書の写し</p> <p>2 土木事務所長は、この取扱いの適用が適当と認めるときは、申請日から14 日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。</p> <p>3 土木事務所長は、この取扱いの適用が適当でないと認めるときは、申請日から14 日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。</p> <p>○ 「工事におけるISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱い及びマニュアル」については、県ホームページに掲載しているので確認すること。 URLは下記のとおり。 http://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/town/koukvoujigyou/kensetsu/h31kiyunyouryoutekivou.html</p> |
| 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出 | <p>● 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について</p> <p>本工事において、受注者は、当初契約後、14日以内に請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を作成して、発注者に提出するものとする。</p> <p>なお、変更契約時については、発注者から内訳書の提出を請求された場合、受注者は、内訳書を提出しなければならない。</p> |

特記仕様書


この特記仕様書は、栃木県土木工事共通仕様書でいう特記仕様書である。

(●:適用する ○:適用しない)

| 項目 | 事 項 |
|----------|--|
| 総合評価落札方式 | <p>○ 本工事は、総合評価落札方式により施工計画の提出を要する工事である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配置技術者は当該工事に提出した施工計画の内容を満たす施工をしなければならない。 2 発注者は、工事の監督・検査にあたり受注者の施工内容が評価した施工計画の内容を満たしていることを確認することとし、受注者は必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。必要な資料の作成及び提出に要する費用は受注者の負担とする。 3 受注者の責により施工計画を満たす施工が行われない場合は、工事成績評点を減ずる措置を行う。工事成績評定の減点は、考査項目「法令遵守等」の文書注意相当とし最大8点を減点する。 4 前項により減点を受けた者は次回工事の指名選定において不適格者として扱われることがある。 <p>○ 本工事は、総合評価落札方式により登録基幹技能者の配置実績を評価する工事である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 登録基幹技能者の配置を予定する工事の場合、発注者は工事の監督・立会時に登録基幹技能者が現場に従事していることを確認することとし、受注者は工事完成報告書の提出までに登録基幹技能者の配置実績報告書を監督職員に提出しなければならない。 2 受注者の責により技能者の配置が行われなかった場合は、工事成績評点を減ずる措置を行う。工事成績評定の減点は、考査項目「法令遵守等」の文書注意相当とし最大8点を減点する。 3 前項により減点を受けた者は次回工事の指名選定において不適格者として扱われることがある。 |
| 余裕期間設定工事 | <p>● 本工事は、余裕期間設定工事である。</p> <p>次に示す余裕期間設定工事試行要領のほか、以下の事項を参考とすること。</p> <p>試行要領URL(県HP) https://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/pref/nyuusatsu/koukyou/documents/20220804144151.pdf</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主任技術者又は監理技術者の専任期間等 <ol style="list-style-type: none"> (1)契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置は要さない。 (2)工事着手日から工事目的物引渡し日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要する。 (3)工事着手日から現場着手日の前日までの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要さない。 (4)事務手続き及び後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要さない。 (5)工事完成後、工事目的物の引渡し日までの期間については、原則、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要さない。 2 工期 <p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限日までの間(工事着手ができない期間を除く)で、受注者は工事着手日を任意に設定することができる。</p> <p>なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、余裕期間設定工事試行要領で定める「工事着手通知書(別記様式)」により、発注者へ工事着手日を通知すること。</p> <p>余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置は要さない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行うことはできない。</p> <p>なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責任により行うことになる。</p> 3 CORINSへの登録(栃木県土木工事共通仕様書 1-1-5CORINSへの登録) <p>CORINSへの登録は、契約後10日以内(土日祝日を除く。)に行うこと。</p> <p>また、技術者の従事期間は、実工期の期間(契約書に記載されている工期)をもって登録すること。(余裕期間を含まないことに留意する。)</p> |

特記仕様書

この特記仕様書は、栃木県土木工事共通仕様書でいう特記仕様書である。
(●:適用する ○:適用しない)

| 項目 | 事 項 | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------|------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 情報共有システム | <p>○ 本工事は、「栃木県県土整備部情報共有システム実施要領」に基づく対象工事である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施にあたっては、「栃木県県土整備部情報共有システム実施要領」に基づき実施するものとする。 2 情報共有システムで対象とする工事帳票は、工事着手前に受発注者間の協議により決定する。 3 情報共有システムについて、事前に監督員と協議を行い、実施することが困難と認めた場合などは、実施しないことができるものとする。 <p>実施要領URL: 県HP http://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/iouhoukyouyuu.html</p> | | | | | | | | | | | | |
| ICT活用工事 | <p>○ 本工事は、「栃木県県土整備部におけるICT活用工事試行要領」に基づく、ICT活用工事の対象である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本工事は「ICT活用工事」は、<input type="checkbox"/> 発注者指定型 <input type="checkbox"/> 施工者希望型 である。 ※施工者希望型の場合、「全面活用型」又は「簡易型」を選択できる。 2 本工事は「ICT活用工事」の対象工種は、次のとおりとする。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 土工(1000m3以上)</td> <td><input type="checkbox"/> 土工(1000m3未満)</td> <td><input type="checkbox"/> 小規模土工</td> <td><input type="checkbox"/> 舗装工</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 舗装修繕工</td> <td><input type="checkbox"/> 地盤改良工</td> <td><input type="checkbox"/> 法面工</td> <td><input type="checkbox"/> 作業土工(床掘り)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 付帯構造物設置工</td> <td><input type="checkbox"/> 橋脚・橋台工</td> <td><input type="checkbox"/> 基礎工</td> <td><input type="checkbox"/> 擁壁工</td> </tr> </table> 3 工事実施後、実施の有無に関わらず、アンケート調査に協力すること。 アンケートフォーム: (右記URL又はQRコード) https://forms.office.com/r/BALqWb3fWK  <p>試行要領URL: 県HP http://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/pref/ict/001_i-con_top01.html</p> | <input type="checkbox"/> 土工(1000m3以上) | <input type="checkbox"/> 土工(1000m3未満) | <input type="checkbox"/> 小規模土工 | <input type="checkbox"/> 舗装工 | <input type="checkbox"/> 舗装修繕工 | <input type="checkbox"/> 地盤改良工 | <input type="checkbox"/> 法面工 | <input type="checkbox"/> 作業土工(床掘り) | <input type="checkbox"/> 付帯構造物設置工 | <input type="checkbox"/> 橋脚・橋台工 | <input type="checkbox"/> 基礎工 | <input type="checkbox"/> 擁壁工 |
| <input type="checkbox"/> 土工(1000m3以上) | <input type="checkbox"/> 土工(1000m3未満) | <input type="checkbox"/> 小規模土工 | <input type="checkbox"/> 舗装工 | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 舗装修繕工 | <input type="checkbox"/> 地盤改良工 | <input type="checkbox"/> 法面工 | <input type="checkbox"/> 作業土工(床掘り) | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 付帯構造物設置工 | <input type="checkbox"/> 橋脚・橋台工 | <input type="checkbox"/> 基礎工 | <input type="checkbox"/> 擁壁工 | | | | | | | | | | |
| 遠隔臨場試行工事 | <p>○ 1 本工事は、「栃木県県土整備部建設現場の遠隔臨場(監督)に関する試行要領」に基づく対象工事である。</p> <p>試行にあたっては、次に記載する試行要領を確認すること。</p> <p>試行要領URL: 県HP http://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/pref/enkakurinijyou/20201010.html</p> | | | | | | | | | | | | |
| 建設キャリアアップシステム活用工事 | <p>○ 1 本工事は「栃木県県土整備部建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に定める受注者の希望により建設キャリアアップシステムが活用できる工事である。</p> <p>試行要領URL: 県HP http://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/kendo_ccus.html</p> | | | | | | | | | | | | |
| 週休2日制工事 | <p>○ 1 本工事は「栃木県県土整備部週休2日制工事試行要領」に基づく工事である。(発注者指定型)</p> <p>● 2 本工事は「栃木県県土整備部週休2日制工事試行要領」に定める受注者の希望により週休2日制工事が実施できる工事である。(受注者希望型)</p> <p>試行要領URL: 県HP http://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/pref/shuukvuu/h29.html</p> | | | | | | | | | | | | |
| 熱中症対策に資する現場管理費の補正 | <p>○ 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について(令和元(2019)年7月19日付け技管第159号)」に基づき行うものとする。 2 「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について(令和元(2019)年7月19日付け技管第159号)」は、栃木県ホームページ(以下のURL)から取得できる。 <p>県HP http://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/20190718.html</p> | | | | | | | | | | | | |
| 快適トイレ設置工事 | <p>○ 1 本工事は「栃木県県土整備部快適トイレ設置工事実施要領」に基づく工事である。</p> <p>実施にあたっては、次に記載する実施要領を確認すること。</p> <p>実施要領URL: 県HP http://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/r1kaitekitoire.html</p> | | | | | | | | | | | | |

特記仕様書

この特記仕様書は、栃木県土木工事共通仕様書でいう特記仕様書である。
(●:適用する ○:適用しない)

| 項目 | 事 項 | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|--------------------------|----|----|------|---|---------|------|----------------------------|--------------------------|-----|-------------------------|-----|--|
| 植栽関係 | <p>● 1 植栽樹木等が工事完了引き渡し後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良(枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合又は通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されたものを含む。)となった場合には、受注者は、当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会いのうえ行うものとする。 ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、騒乱、暴動等の天災などにより流失、折損倒木した場合はこの限りでない。 植替えの時期については、発注者と協議するものとする。</p> <p>2 この契約でいう樹木等とは次のとおりとする。 地被類(芝)</p> | | | | | | | | | | | | | |
| 架空電線等への防護措置 | <p>○ 工事影響範囲内に架空電線等が存在する。 受注者は、架空電線類等の管理者に防護措置を依頼する場合は、事前に監督職員と協議を行うこと。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| 残存型枠関係 | <p>○ 残存型枠(外壁兼用型)を使用することから、以下の事項を遵守すること。</p> <p>1 一般事項 (1)残存型枠(外壁兼用型)工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。 (2)残存型枠(外壁兼用型)工に用いる型枠は下記のとおりとする。 ①残存型枠(外壁兼用型)とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。 ②残存化粧型枠(外壁兼用型)とは、残存型枠(外壁兼用型)のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。</p> <p>2 材料 受注者は、残存型枠(外壁兼用型)工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認対象を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 55%;">内容</th> <th style="width: 30%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要材料</td> <td>1)モルタル及びコンクリート 「栃木県土木工事共通仕様書(平成25年版)」第8編1-8-4コンクリートえん堤本体の品質を損なうものであってはならない。 2)型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3)補強部材が鉄製の場合には、必要な防錆処理又は防錆対策が施されているもの。</td> <td style="text-align: center;">品質規格証明書</td> </tr> <tr> <td>強度特性</td> <td>コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">公的試験機関の証明書 又は 試験結果</td> </tr> <tr> <td>一体性</td> <td>コンクリートと一体化する機能を有していること。</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td>1)型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2)型枠は、耐凍結融解性を有していること。 (※耐凍結融解性を考慮する必要がある場合に記載)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施工 (1)受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。 (2)受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。 (3)受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、コンクリートが十分にまわり込むように締め固めなければならない。 (4)受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。又、伸縮目地等を用いる際は目地材を型枠で挟み込み、表面に露出させなければならない。</p> | 項目 | 内容 | 摘要 | 主要材料 | 1)モルタル及びコンクリート 「栃木県土木工事共通仕様書(平成25年版)」第8編1-8-4コンクリートえん堤本体の品質を損なうものであってはならない。 2)型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3)補強部材が鉄製の場合には、必要な防錆処理又は防錆対策が施されているもの。 | 品質規格証明書 | 強度特性 | コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること | 公的試験機関の証明書 又は 試験結果 | 一体性 | コンクリートと一体化する機能を有していること。 | 耐久性 | 1)型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2)型枠は、耐凍結融解性を有していること。 (※耐凍結融解性を考慮する必要がある場合に記載) |
| 項目 | 内容 | 摘要 | | | | | | | | | | | | |
| 主要材料 | 1)モルタル及びコンクリート 「栃木県土木工事共通仕様書(平成25年版)」第8編1-8-4コンクリートえん堤本体の品質を損なうものであってはならない。 2)型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3)補強部材が鉄製の場合には、必要な防錆処理又は防錆対策が施されているもの。 | 品質規格証明書 | | | | | | | | | | | | |
| 強度特性 | コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること | 公的試験機関の証明書 又は 試験結果 | | | | | | | | | | | | |
| 一体性 | コンクリートと一体化する機能を有していること。 | | | | | | | | | | | | | |
| 耐久性 | 1)型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2)型枠は、耐凍結融解性を有していること。 (※耐凍結融解性を考慮する必要がある場合に記載) | | | | | | | | | | | | | |

特記仕様書

この特記仕様書は、栃木県土木工事共通仕様書でいう特記仕様書である。

(●:適用する ○:適用しない)

| 項目 | 事 項 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|--------------------|---|--------------------|--------|--------------------|--|-------------------|---|-------------------|--|------|---|---|--|--|--|
| 再生材関係 | <p>● 1 受注者は、再生クラッシュアレンの使用にあたっては、「再生材の利用基準」(県土整備部制定)を準拠することとし、現場搬入開始時には目視による品質確認状況を写真に記録するとともに、「再生クラッシュアレン(RC材)品質確認状況報告書」を作成のうえ、速やかに監督職員に提出するものとする。 なお、報告書は、本工事におけるRC材の搬入開始時に1枚作成し、その他供給元が変更するごとに最初の搬入時に1枚作成する。</p> <p>○ 2 本工事は、エコスラグ入り再生加熱アスファルト混合物を使用すること。なお、供給不能な場合などやむを得ない事情により使用できない場合は、監督職員と協議の上、再生加熱アスファルト混合物に変更できるものとする。なお、この場合においても原則として設計変更の対象としない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再生資源利用計画 | <p>○ 1 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再生資源利用促進計画 | <p>● 2 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県土整備部リサイクル製品利用指針関係 | <p>● 1 受注者は、「県土整備部リサイクル製品利用指針」に基づき、「とちの環エコ製品」の使用に努めるものとする。</p> <p>○ 2 本工事では、上記に加え、以下に指定する「とちの環エコ製品」を使用するものとする。なお、指定製品の調達が困難な場合は、監督職員と協議し、使用目的に応じて、他の「とちの環エコ製品」又は、新材品等に変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">この工事で使用を指定する「とちの環エコ製品」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">使用工種</th> <th style="width: 45%;">とちの環エコ製品 品目名・ブランド名</th> <th style="width: 25%;">規格・寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>● 3 受注者は、「とちの環エコ製品」を利用した場合は、別紙の「リサイクル製品利用実績書」を工事完成時に再生資源利用実施書に添付して提出するものとする。</p> | | 使用工種 | とちの環エコ製品 品目名・ブランド名 | 規格・寸法 | 1 | | | | 2 | | | | 3 | | | |
| | 使用工種 | とちの環エコ製品 品目名・ブランド名 | 規格・寸法 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現場環境改善 | <p>○ 現場環境改善に係る以下の事項を適用する。</p> <p>1 本工事では、建設現場の環境改善の向上を図り、建設業の担い手確保等に寄与するため、現場労働者の作業環境の改善や、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への広報活動の実施に対する経費(現場環境改善費)を計上している。</p> <p>2 現場環境改善の実施する内容は、別表-1の各計上費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(いずれか1計上費目のみ2内容)の合計5つの内容を選択し、工事着手に先立ち、実施内容を具体的に示した上で協議を行い、審査・承諾を得て実施するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">別表-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">計上費目</th> <th style="width: 35%;">実施する内容</th> <th style="width: 15%;">計上費目</th> <th style="width: 35%;">実施する内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場環境改善費 (仮設備関係)</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降階段の充実 6. 環境負荷の低減</td> <td>現場環境改善費 (安全関係)</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善費 (営繕関係)</td> <td>1. 現場事務所の快適化(女性更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予定図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 本工事では、5つの内容のうち 「 (推奨する1内容) 」の実施を推奨する。</p> | 計上費目 | 実施する内容 | 計上費目 | 実施する内容 | 現場環境改善費 (仮設備関係) | 1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降階段の充実 6. 環境負荷の低減 | 現場環境改善費 (安全関係) | 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策 | 現場環境改善費 (営繕関係) | 1. 現場事務所の快適化(女性更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等 | 地域連携 | 1. 完成予定図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献 | | | | |
| 計上費目 | 実施する内容 | 計上費目 | 実施する内容 | | | | | | | | | | | | | | |
| 現場環境改善費 (仮設備関係) | 1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降階段の充実 6. 環境負荷の低減 | 現場環境改善費 (安全関係) | 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策 | | | | | | | | | | | | | | |
| 現場環境改善費 (営繕関係) | 1. 現場事務所の快適化(女性更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等 | 地域連携 | 1. 完成予定図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献 | | | | | | | | | | | | | | |

特記仕様書

この特記仕様書は、栃木県土木工事共通仕様書でいう特記仕様書である。

(●:適用する ○:適用しない)

| 項目 | 事 項 |
|-------------------|---|
| | <p>4 実施内容は、竣工検査時に確認する。</p> <p>5 この特記仕様書によりがたい場合は、監督職員と別途協議するものとする。</p> |
| 不正軽油防止対策 | <p>● 工事現場における不正軽油の使用防止に関し、次の事項を遵守すること。</p> <p>1 本工事は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年5月25日法律第51号)を遵守すること。</p> <p>2 本工事で使用し又は使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には規格(JIS)に合った軽油を使用すること。 また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。</p> <p>3 以上のことについて、下請業者及び資材運搬業者等にも十分に指導すること。</p> |
| 第三者機関による品質証明書類 | <p>○ 1 ゴム製品等の品質確認等 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、「ゴム製品等」という。)を使用する場合には、受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面、人事面で関係がない者)によって作成されたゴム製品等の品質を証明する書類を事前に監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>○ 2 ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い 第三者による品質証明書類を監督職員に提出し、確認を受けた場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に、受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。</p> |
| 出水期間中の現場管理及び施工 | <p>○ 1 出水期間中の現場管理及び施工について 本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、栃木県土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-26工事中の安全確保」に基づき、作業員の待避及び仮設物・資機材等の流出防止等、必要な対策を講ずるものとする。 なお、上記については栃木県土木工事共通仕様書「1-1-1-4施工計画書」に基づき、施工計画書に記載のうえ監督員に提出するものとする。 また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載し、安全確保に万全の体制を執るものとする。</p> |
| 地質・土質調査ボーリングコアの取扱 | <p>○ (杭基礎工事等) 本工事の施工にあたっては、共通仕様書に基づき支持地盤の確認を行う必要があることから、受注者へ本工事に係るボーリングコア等を貸与することとする。受注者は貸与物を適切に保管し、工事完了後速やかに発注者に返却すること。</p> <p>○ (トンネル工事等) 本工事の施工にあたっては、工法の妥当性及び安全性を検証するにあたり、ボーリングコア等を参考にする必要があることから、受注者へ本工事に係るボーリングコア等を貸与することとする。受注者は貸与物を適切に保管し、工事完了後速やかに発注者に返却すること。</p> <p>○ (その他)</p> |

特記仕様書

この特記仕様書は、栃木県土木工事共通仕様書でいう特記仕様書である。

(●:適用する ○:適用しない)

| 項目 | 事項 | | | | | | | | | |
|-----|--|-----|-----|-----|--|--|--|--|--|--|
| その他 | <p>○1 本工事は _____ 調査の対象工事となっているので、調査票を提出すること。</p> <p>●2 本工事は、工事の最終成果を電子データで納品する電子納品対象工事である。 ここでいう電子データとは、「電子納品運用に関するガイドライン(案)」(以下「電子納品ガイドライン」という)及び「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン(案)」(以下「CADガイドライン」という)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 成果品の提出の際には、国土交通省チェックシステムを利用し、エラーがないことを確認した後、ウィルスチェックを実施したうえで電子媒体(CD-R等)に格納して2部提出する。 受注者は、完了検査において、提出した電子データが「電子納品ガイドライン」及び「CADガイドライン」に基づき作成されていることを監督職員の立会いのもと確認する。</p> <p>○3 工事完了後 _____ 台帳を _____ 部作成し監督職員に提出すること。</p> <p>○4 瀝青材料の散布量については次のとおりとする。 瀝青材料の散布量(100m2当り)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 別</th> <th style="width: 20%;">単 位</th> <th style="width: 50%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. タックコートは、PKM-T(タイヤ付着抑制型アスファルト乳剤)を使用すること。 2. 上記の散布量には、材料ロス分を含む。</p> <p>●5 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 受注者は保険契約の締結後速やかに、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し確認を受けること。</p> <p>○6 その他 内容</p> | 種 別 | 単 位 | 数 量 | | | | | | |
| 種 別 | 単 位 | 数 量 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

施工条件書

(●:適用する ○:適用しない)

| 項目 | 事 項 |
|------|--|
| 工程関係 | <p>○ 1 他の工事の開始又は完了により、施工時期、全体工期等に影響がある。 他 の 工 事 名 : 他 の 工 事 の 工 期 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</p> <p>○ 2 関係機関等との協議の結果、次のとおり条件が付され、当該工事の工程に影響がある。又は、関係機関等との協議に未成立のものがある。 関 係 機 関 等 : 影 響 範 囲 : 施 工 時 期 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 施 工 時 間 : 施 工 方 法 : 協 議 成 立 見 込 : そ の 他 :</p> <p>● 3 本工事は、余裕期間設定工事である。 工事着手期限日：契約締結日の翌日から起算して <u> 6 </u> 日を経過する日の翌日まで 工事に着手できない (条件指定) 期間： 契約締結日の翌日 ~ 令和 年 月 日 <u>※工程以外の事項については特記仕様書を参考のこと。</u></p> <p>○ 4 本工事区間内には埋蔵文化財(または○○(県市)文化財)がある。そのため、工事着手前に○○(県市)○○課との立会による確認が必要である。 なお、工事中に遺構又は遺物等を発見した場合は、直ちに工事を中止し、速やかに監督職員に報告すること。</p> <p>○ 5 本工事の工期は出水期間(6月1日から10月31日)を含んでいる 出水期間中は河川区域における工事は行ってはならないが、以下に示す工種等(以下に掲げる工種のうち●を記したもの)においてはこの限りではない。 なお、この場合において、別途特記仕様書に記載する「出水期間中の現場管理及び施工」に係る事項を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 準備・後片付け(直接工事で計上するもの以外を対象とする。既設堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること) ○ 河道掘削・浚渫工(河道の状況や河川特性を十分に留意すること) ○ 天端舗装工(既設堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること) ○ 工事用道路工・管理用道路工(既設堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること) ○ 土砂運搬工(河道内の仮置土は出水時に流下阻害とならないこと) ○ 根固め(乱積み)工(河道内において製作している根固は出水時に流下阻害とならないこと(型枠等含む)) ○ その他監督職員が承諾した工種 <p>○ 6 出水期間中の工事の全部又は一部の施工の一時中止について 出水期間については、受発注者で協議の上、工事の全部又は一部の施工を一時中止する手続きを行うことが出来る。また、出水期間中に工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、契約工期の終期日の変更は行わない。 但し受注者の責に帰すことが出来ない事由による工期の延長等についてはこの限りではない。</p> <p>● 7 その他 内容 <u>工事着工前に、総合運動公園中央エリア管理事務所と協議・調整をすること。</u> <u>工期内に陸上競技場第3種公認検定を受検し、合格する必要がある。</u> <u>検定期間は受注後協議する。なお、検定受検時は補助作業を行うこと。</u></p> |

施工条件書

(●:適用する ○:適用しない)

| 項目 | 事 項 |
|-----------|---|
| 用地関係 | <p>○ 1 工事用地等に未処理部分があるので、監督職員と協議の上、立ち入り等を行うこと。 場 所、範 囲 : 処理見込み時期 :</p> <p>● 2 本工事において、受注者が施工上必要とする営繕用地(受注者の現場事務所、休憩所、資材置場、駐車場等)は、受注者自らが準備し、確保すること。 また、その用地選定にあたっては原則民有地を確保することとし、民有地の確保が困難で、やむを得ず官有地に設置等を計画する場合は、事前に監督職員と協議の上、占用申請等必要な手続きを行うこと。</p> <p>○ 3 仮設道路、仮設ヤード等の指定がある。 官地民地の別 : 面 積 : 期 間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 役務費の有無 :</p> <p>○ 4 その他 内容</p> |
| 公害・環境対策関係 | <p>○ 1 施工方法等において、公害防止の為の制限がある。 対 象 工 種 : 対 象 箇 所 : 制 限 内 容 :</p> <p>○ 2 騒音・振動等の測定を指定する箇所がある。 対 象 工 種 : 対 象 箇 所 : 制 限 内 容 :</p> <p>● 3 地元対策上や法改正等により規制処置が必要となった場合は、監督職員に報告し協議する。 内 容 :</p> <p>○ 4 河川土工等で、河川を汚濁させる場合は事前に協議のうえ、その対策の措置を講ずること。</p> <p>○ 5 水替・流入防止施設が必要である。 対 象 工 種 : 対 象 箇 所 : 制 限 内 容 :</p> <p>○ 6 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする。 対 象 工 種 : 対 象 箇 所 : 時 期 : 処 理 施 設 : 排水の水質目標値 : 排 水 場 所 :</p> <p>● 7 当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する。</p> <p>● 8 本工事の着手前と完成後に、付近の家屋及び工作物等の外観調査を行い、工事による影響を把握すること。なお、調査方法、範囲等については、監督職員と協議すること。</p> <p>○ 9 その他 内容</p> |

施工条件書

(●:適用する ○:適用しない)

| 項目 | 事 項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|----|------|----------|----|----|----------|--|--|----|----|----|----|----|----|---|---------------------------------|--|--|--|--|--|--|---|---------------------------------|--|--|--|--|--|--|---|----------------------|--|--|--|--|--|--|
| 安全対策関係 | <p>○ 1 一般の車両・歩行者の通行の影響を受けるため、交通誘導警備員を配置する必要がある。</p> <p>○ (1) 一般的な工事の場合 交通誘導警備員については、警備業法による警備員とし配置場所は監督職員と協議するものとする。</p> <p>○ (2) 栃木県公安委員会告示第54号で定める路線の場合 交通誘導警備員については、警備業法による警備員とし交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を1名以上配置しなければならない。また、警備員の配置場所は監督職員と協議するものとする。</p> <p>○ (3) 図面により配置を指定した場合 工事の施工にあたっては、別添図面のとおり交通誘導警備員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように十分注意して施工するものとする。</p> <p>○ (4) 交通誘導警備員の計上 交通誘導警備員は、設計上、下表のとおり見込んでいるが、警察等の協議により変更が生じた場合等は別途協議する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">現場条件</th> <th colspan="3">交通誘導警備員A</th> <th colspan="3">交通誘導警備員B</th> </tr> <tr> <th>日数</th> <th>配置</th> <th>人数</th> <th>日数</th> <th>配置</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>昼間勤務 (8:00~17:00) (うち交替要員○人)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>夜間勤務 (20:00~5:00) (うち交替要員○人)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>24時間勤務 (うち交替要員○人)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">延べ _____ 人 [昼 _____ 人 夜 _____ 人]</p> <p>上記は積算上の条件を明示するものであり、日数及び人数を指定するものではない。</p> <p>○ 2 鉄道、ガス、電気、水道等の施設と近接する工事であるため、施工方法等に制限がある 内 容 :</p> <p>○ 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設の計上がある。 内 容 :</p> <p>○ 4 発破作業等の制限、又は保安設備、保安要員の配置指定がある。 内 容 :</p> <p>● 5 昼夜の通行車両、自転車歩行者、飛び石防止等の安全確保をすること 内 容 :</p> <p>● 6 その他 内容 <u>総合運動公園管理事務所が定めるルールに従い、利用者の安全を確保すること。</u></p> | 区分 | 現場条件 | 交通誘導警備員A | | | 交通誘導警備員B | | | 日数 | 配置 | 人数 | 日数 | 配置 | 人数 | 1 | 昼間勤務 (8:00~17:00) (うち交替要員○人) | | | | | | | 2 | 夜間勤務 (20:00~5:00) (うち交替要員○人) | | | | | | | 3 | 24時間勤務 (うち交替要員○人) | | | | | | |
| 区分 | 現場条件 | | | 交通誘導警備員A | | | 交通誘導警備員B | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 日数 | 配置 | 人数 | 日数 | 配置 | 人数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 昼間勤務 (8:00~17:00) (うち交替要員○人) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 夜間勤務 (20:00~5:00) (うち交替要員○人) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 24時間勤務 (うち交替要員○人) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事用道路関係 | <p>○ 1 一般道路を搬入路として使用するには次の制約がある。</p> <p>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある。 搬 入 経 路 : 使用期間、時間帯 :</p> <p>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である。 処 置 内 容 :</p> <p>(3) 本工事周辺道路の損傷を把握するため、着手前と完成後に現地調査を行うこと。 処 置 内 容 :</p> <p>○ 2 仮設道路を設置する。</p> <p>(1) 仮設道路の安全施設が必要である。 内 容 :</p> <p>(2) 仮設道路の維持補修が必要である。 内 容 :</p> <p>(3) 工事終了後の処理: ○ 在置 ○ 撤去</p> <p>● 3 その他 内容 <u>工事着工前に、総合運動公園中央エリア管理事務所と協議・調整をすること。</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第2陸上競技場改修工事特記仕様書

工事概要

工事名称 第2陸上競技場改修工事

工事場所 栃木県宇都宮市西川田

施工期間 年 月～ 年 月

| 工 事 内 容 | 名 称 | 摘 要 | 数 量 | 単 位 | 備 考 |
|---------|----------|--|-----|-----|-----|
| | グラウンド舗装工 | フルウレタン切削オーバーレイ、砲丸落下域舗装整備 | 1 | 式 | |
| 競技施設工 | | 角石・標石調整、内圍縁石調整・塗装、内圍側溝・助走路側溝清掃、水漂障害バー更新、各種BOX清掃、 | 1 | 式 | |
| | | 各サークル清掃・塗装、砂補充、標識タイル交換、マーキング復旧他 | | | |
| 芝生改修工 | | 既設天然芝撤去・嵩下げ・復旧 | 1 | 式 | |
| | | | | | |

総 則

一般事項

1. 適用範囲

本工事の施工は、本工事特記仕様書の他、下記に示す図書による。

- 工事請負契約書、設計図書
- 「栃木県土木工事共通仕様書」 栃木県県土整備部<平成31(2019)年版>
- 「陸上競技ルールブック」、公益財団法人日本陸上競技連盟<2023年度版 最新版>
- 「屋外スポーツ施設の建設指針」、公益財団法人日本スポーツ施設協会屋外施設部会<令和5年改訂版>

2. 疑義

本工事施工中に設計図書または仕様内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。

3. 設計変更

工事施工上、設計に変更が生じた場合は、監督員と協議すること。

4. 施工及び工程管理

着工に先立ち、施工計画書、工程表を提出し、監督員の承認を得ること。

5. 事前調査

受注者は、事前に設計図書に基づき現地調査、測量等を実施して調査成果を提出し、監督員の承認を得ること。

6. 材料の管理

材料は、見本またはこれらに代わる資料・図面を現地搬入前に監督員に提出し、承認を受け使用するものとする。

7. 竣工図書

工事竣工後、監督員の指示に従って竣工図ならびに必要な図書を作成し、監督員の指示する部推移ならびに原図を提出する。

8. 官公庁その他への手続き

本工事に必要な関係官公庁その他への手続きは遅延なく行うこと。

9. 公認検定等

本競技場は、日本陸上競技連盟（以下「日本陸連」という）が定める「公認陸上競技場および長距離競争路ならびに競争路規定」、「陸上競技場公認に関する細則」に合致する第3種公認陸上競技場とし、公認の陸上競技大会を開催しうるに十分な精度のある施設とする。

本工事完成後、受注者は日本陸連による公認検定に立ち合い、検定に伴う作業に従事すること。公認検定の結果、基準に合致しない場合は、受注者の責任において必要箇所を修正するものとする。なお、公認検定のための諸手続及び検定費用（公認料を含む）の負担については、発注者が行う。

10. その他

(1) 路面補修・清掃

受注者は、工事区間内外において資材・残土等の運搬等で路面を損傷した場合には、路面補修・清掃を行わなければならない。

(2) 排出ガス対策型建設機器の使用

受注者は当該工事を施工するに当たり、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械を使用しない（使用できない場合も含む）場合はその理由を書面により監督職員に提出し承認を得るものとする。

1. ウレタン舗装

1-1. フルウレタン舗装

- ウレタン舗装材は、日本陸連第1種公認陸上競技場での使用実績がある、WA（世界陸連）認証を取得した舗装材とする。
- 舗装材は下からベース層、上塗り層、エンボス層の3層構造とする。また、走路および助走路の仕上げ色はブルーとす。また、走路および助走路の仕上げ色はブルーとする。
- 上塗り層とエンボス層に使用するウレタン材料は、強靱で耐スパイク性が高い材料とする。
- 本競技場は、県内第1種公認陸上競技場の補助競技場となるため、舗装材は第1種競技場と同等とし、表面仕上げおよび硬度は同一とする。
- ウレタン舗装材の硬度の目標値は、20 60とする。
- 使用するウレタン材は、下記の「ウレタン性能規格表」をすべて満足するもので、あらかじめメーカー試験成績表を提出すること。なお、耐候性については、屋外暴露試験又は施工実績による評価を原則とするが、期間的に不可能な場合は、促進試験をもって判定資料とする。

「ウレタン性能規格表」

| | 項目 | 規格値 | 試験方法 |
|-------|----------------|----------------------------|---|
| 物 性 | 硬 度 | 20 40～75 | JIS K-6253 |
| | | 70 20 時の-10%以内 | デュロメーターA |
| | 引張強度 | 2.0(MPa)以上 | JIS K-6251 |
| | 引裂強度 | 12(N/mm) 以上 | JIS K-6252 |
| | 伸 び | 500% 以上 | JIS K-6251 |
| 耐 候 性 | 耐摩耗性 | 600 ng 以下 | JIS K-7204 テーパー磨耗試験 CS17 荷重 9.8N 1000 回 |
| | 屋外暴露サンプル促進暴露試験 | ひび割れ、チョーキング、退色等の劣化を生じないこと。 | 1年以上屋外南面に暴露又は過去に施工された競技場コートなどの劣化状況判断による。 |

1-2. フルウレタンオーバーレイ

(1) ウレタン切削工

- 切削は乾式切削機にて、所定の厚みを切削する。切削機を使用できない範囲については、フロアサンダー等で切削する。
- 切削後ウレタン表面に付着した汚れ（土砂、塵、オイル他）は、ブローアーや高圧洗浄機及びスーパー等により除去する。

(2) 上塗り層工

- 2液混合型ウレタン材をレーキやコテを用いて所定の厚さに均一に敷均す。
- 上塗り層の硬化後、水張り試験を行い、平坦性の確認を行う。不陸がある場合はウレタン材を舗設あるいはサンディング等により修正すること。

(3) エンボス層工

上塗り層の硬化確認後、2液混合型ウレタン材を専用の機械にて均一に吹付け（スプレーエンボス仕上げ）、エンボス形状に仕上げる。

(4) トップコート工

- トップコート塗布に先立ち、エンボス層の汚れや異常の有無の点検を行い、必要に応じ清掃を行う。
- トップコート層はつや消し効果および耐候性を有したものを使用し、均一に塗布する。
- 走路および助走路の仕上げ色は既設舗装材と同一のブルー色とする。（同一色はMS-260/MS-360のカラーSB1とする。）

(5) その他

フルウレタン舗装では、揮発性化学物質を使用するため、その保管および取扱には厳重なる注意を払うこと。

1-3. 品質管理及び出来形管理

(1) ウレタン切削工

- 切削作業中や、完了後に鋼製スケール等にて切削厚の測定・確認を行い、切削厚を管理する。各測点の誤差は-0.5mm以内とする。測点は1,000m2当たり1点とし、測定位置については監督員との協議により決定する。
- 上塗り層
 - 上塗り層敷均し直後に鋼製スケール等により厚さを確認する。各測点の誤差は-0.5mm以内とする。測点は1,000m2当たり1点とする。
 - 上塗り層施工時に、ウレタン材をサンプリングし物性試験用のシートを作成する。作成したシートにより「ウレタン性能規格表」の物性の項目にある試験を実施し、試験結果が規格に合致していることを確認する。サンプリングは3,000m2当たり1回とする。
 - 既設舗装材と同一の硬度・色で剥離や変色等が発生しない製品とする。
- 出来形測定と測定頻度
 - 出来形管理のうち、管理する工種、項目、頻度、規格値などについては上記内容を基本とするが、施工に先立って受発注者間の協議により決定するものとする。

1-4. 受注者の責任保証期間

故意や過失が原因の場合や天災、地変、その他不可抗力による場合を除く通常利用下において、受注者のウレタン舗装についての瑕疵担保期間は下記の通りとし、工事完了後引き渡しの日から起算するものとする。

- 材料および施工技術の不備に起因する亀裂、剥離、ふくれ、不陸について・・・5年
 - 表面仕上げの摩耗について（競技運営上、支障があると判定されるまで）・・・4年
 - 走路・競技施設のラインマーキング（競技運営上、支障があると判定されるまで）・・・3年
- ただし、使用頻度の激しい部分の摩耗、亀裂等についてはこの限りではなく、発注者と受注者と協議の上、決定するものとする。

2. 天然芝舗装工

2-1. 天然芝舗装材料

(1) 天然芝

- 芝種はコウライシバ（半ロール）を使用し、張芝工法とする。
- 厚さが均一で、くずれ、破れのないもの、又病害（病斑）、害虫が無く、雑草、品種が混入していないものを使用すること。
- 芝は乾燥に弱いので、現場における保管は極力避けること。やむを得ず保管する場合は、乾燥、低温障害を回避できるような措置を取ること。

(2) 土壌改良材

土壌改良材は、床土の物理性・化学的環境を改善する目的で、無機質資材と有機質資材を予め混合したブレミックス土壌とする。土壌改良の実施に際しては、事前に床土（砂）の分析試験結果を添付し、改良材の分析結果及びビスポーツターフ使用実績等を記載した「土壌改良計画書」を監督員に提出し、承認を得ることとする。

(3) 基肥

基肥を散布する際は散布機を使用する。

2-2. 天然芝舗装施工

(1) 撤去工

- 既設の天然芝は、トラクター牽引式芝剥ぎ機を使用し撤去する。
- 既設版を傷めないよう、床土の撤去は慎重に行う。
- 撤去した天然芝と床土は、所定の方法に基づいて適切に処分する。
- 全天候舗装を傷めないように養生方法については、監督員と事前協議の上で決定すること。

(2) 路盤工

1) クラッシャーラン（C-40）を所定の厚さに均一に敷均し、転圧を行う。不陸が生じた場合は修正し、平坦に仕上げること。

(2) 床土工

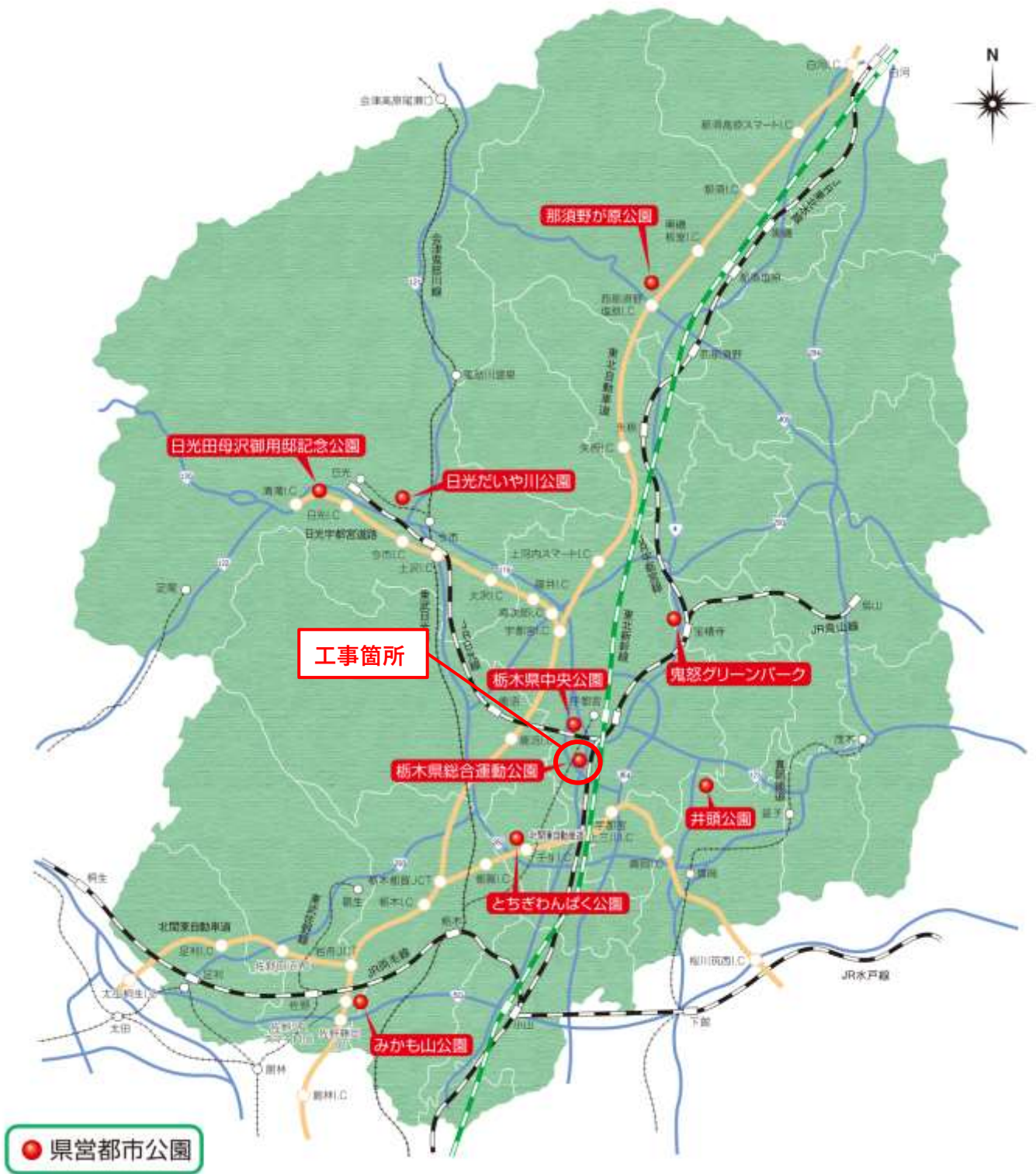
- 芝床砂の搬入敷均しにあたっては、路盤の平坦性を損なわないよう慎重に行い、所定の厚さ・高さに均一に敷均し、水締め、転圧を十分に行う。計画図の勾配で仕上げるものとするが、端部の高さが一定でないところは、盛り付けにて対処する。
- 土壌改良材は機械及び人力にて床土面に均一に敷均し、100mmの深さでトラクター混合する。混合は2回実施し、改良材と床土が均一に混合されていることを確認する。
- 床土仕上がり面は、機械・人力にて入念にレベリングを行い、仕上げる。

(3) 張芝工

- 芝張は、半ロール100%張りとする。搬入計画を事前に十分検討し、搬入されたロールを速やかに隙間なく張るものとする。
- 床土仕上がり面は、不陸が発生したら適宜人力にて修正しながら芝張りを行うものとする。
- 芝張り後、引き続いて転圧と目砂散布（0.005m3/m2）、刷り込みを行う。

| 事業年度 | 令和 4 年度 | | |
|-------|--------------|-----|---|
| 工 事 名 | 第2陸上競技場改修 工事 | | |
| 路 線 名 | 栃木県総合運動公園 | | |
| 工事箇所 | 宇都宮市西川田 | | |
| | 特記仕様書(1) | 縮尺 | - |
| 図面番号 | 5 | 葉中之 | 0 |

位置図



位置図(園内)

栃木県総合運動公園 Tochigi Sports Park



- トイレ (Toilet)
- 多目的トイレ (Family Toilet)
- レストラン (Restaurant)
- 合宿所 (Camping Site)
- 公衆電話 (Public Phone)
- バス停 (Bus Stop)
- 交番 (Police Box)
- AED (Automated External Defibrillator)
- 管理事務所 (Management Office)
- とちぎスポーツ医科学センター (Tochigi Sports Medical Science Center)
- 栃木県公園事務所 (Tochigi Prefecture Park Office)

一般国道121号(宮環)
Route 121

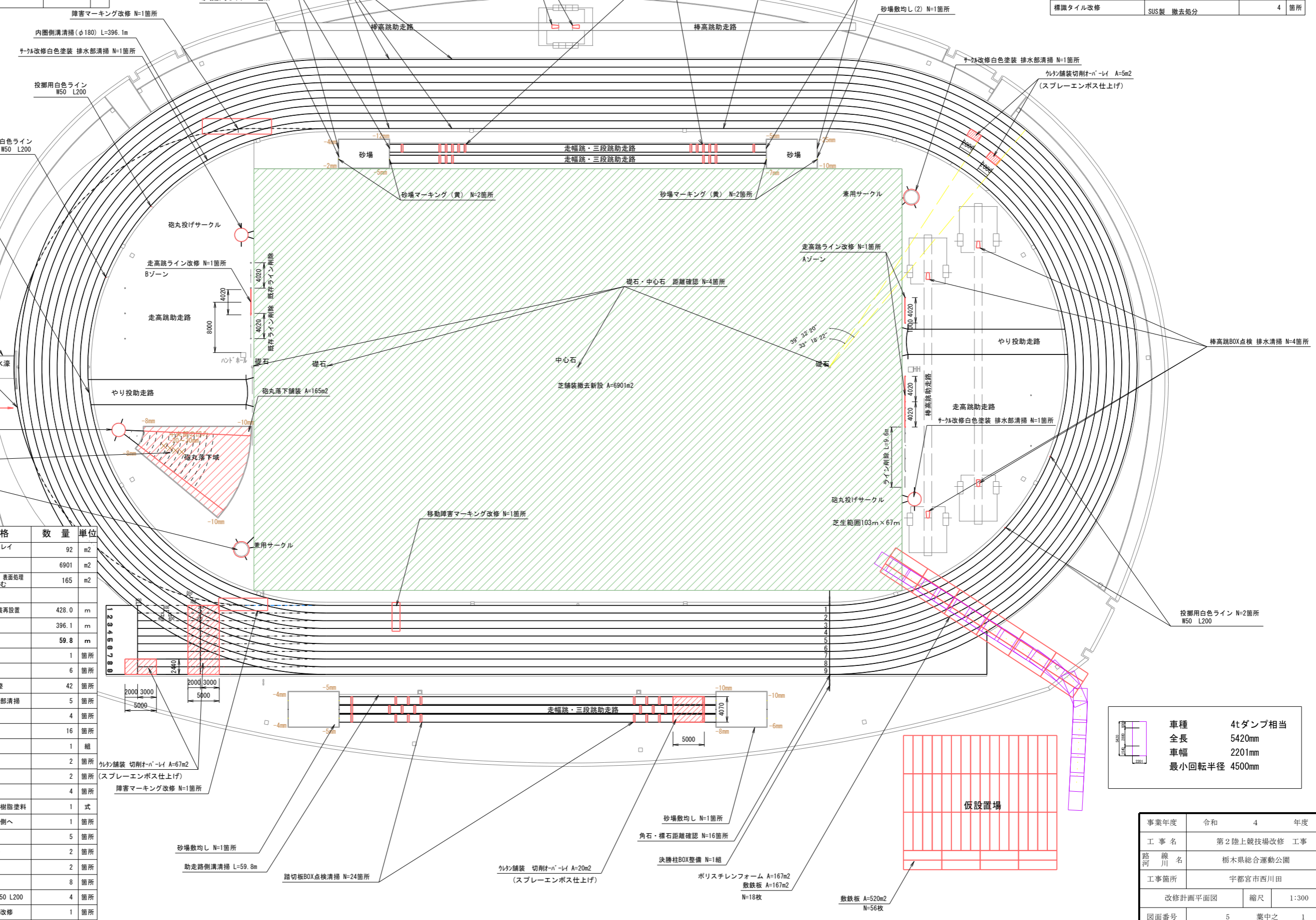
至 国道4号
To Route 4

改修計画平面図 S=1:300

| 名称 | 寸法・規格 | 数量 | 単位 |
|------------|---------------------------|------|----------------|
| 掘削 | | 2481 | m ³ |
| 残土運搬 | | 2481 | m ³ |
| 敷鉄板 | 22×1524×6096 下部ブルーシート含 | 688 | m ² |
| | | 74 | 枚 |
| ポリエチレンフォーム | t=50(ワレシ舗装部敷鉄板下部) | 167 | m ² |

| 名称 | 寸法・規格 | 数量 | 単位 |
|----------|-----------------------|------|----------------|
| ウレタン舗装切削 | 2mm切削 エンボス層 | 92 | m ² |
| 天然芝舗装改修 | 表層20mm剥ぎ取り 客土・路盤撤去 | 6901 | m ² |
| 水濺改修 | 障害バー撤去処分 | 1 | 箇所 |
| 標識タイル改修 | SUS製 撤去処分 | 4 | 箇所 |

※「全 800R 入」→「800R 3-4 入」
 ※「1 400R 800R 入」→「1 400R入、800R 1-2 入」
 ※「4×200mR(3-4)-SL」のみ記載無しに変更
 標識タイル改修 N=4箇所



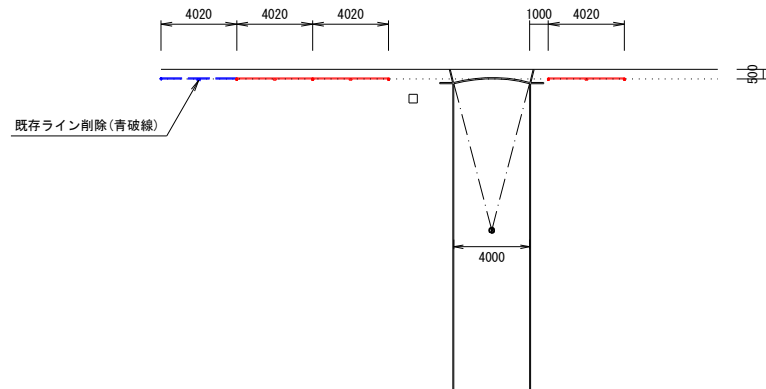
| 名称 | 寸法・規格 | 数量 | 単位 |
|--------------------------------|--------------------------------|-------|----------------|
| ウレタン舗装切削オーバーレイ エンボス仕上げ | 2mm切削3mmオーバーレイ エンボス仕上げ | 92 | m ² |
| 天然芝舗装改修 | 客土t=200mm | 6901 | m ² |
| 砲丸落下域舗装整備 | 冠起し、不陸整正、転圧、表面処理 ラインテープ交換含む | 165 | m ² |
| 内圍縁石改修 | 洗浄、塗装剥離部再塗装再設置 | 428.0 | m |
| 内圍側溝清掃 | 円形水路180型 | 396.1 | m |
| 助走路側溝清掃 | 円形水路150型 | 59.8 | m |
| 水濺改修 | 障害バー更新 | 1 | 箇所 |
| 棒高跳BOX点検清掃 | 清掃・調整 | 6 | 箇所 |
| 踏切板BOX点検清掃 | 高圧洗浄 SUS板調整 | 42 | 箇所 |
| チカラ改修 | 枠再塗装(白) 排水部清掃 | 5 | 箇所 |
| 礎石・中心石距離確認 | 距離計測・確認 | 4 | 箇所 |
| 角石・標石距離確認 | 距離計測・確認 | 16 | 箇所 |
| 決勝柱BOX整備 | 洗浄 点検 | 1 | 組 |
| 砂場敷き均し(1) | 5.55m×8.0m | 2 | 箇所 |
| 砂場敷き均し(2) | 4.5m×8.0m | 2 | 箇所 |
| 標識タイル改修 | SUS製 | 4 | 箇所 |
| 300mHマーキング再塗装 | アクリルウレタン系樹脂塗料 | 1 | 式 |
| 300mH標識タイル移設 | 水濺外側から9レン内側へ | 1 | 箇所 |
| レーンライン・マーキング (7mmウレタン系樹脂塗料) | 切削部 | 5 | 箇所 |
| | 障害マーキング改修 | 2 | 箇所 |
| | 走高跳ライン改修 | 2 | 箇所 |
| | 砂場マーキング | 8 | 箇所 |
| | 投擲用白色ライン W50 L200 | 4 | 箇所 |
| | 移動障害マーキング改修 | 1 | 箇所 |

| | |
|--------|---------|
| 車種 | 4tダンプ相当 |
| 全長 | 5420mm |
| 車幅 | 2201mm |
| 最小回転半径 | 4500mm |

| | |
|---------|--------------|
| 事業年度 | 令和 4 年度 |
| 工事名 | 第2陸上競技場改修 工事 |
| 路線名 | 栃木県総合運動公園 |
| 工事箇所 | 宇都宮市西川田 |
| 改修計画平面図 | 縮尺 1:300 |
| 図面番号 | 5 業中之 1 |

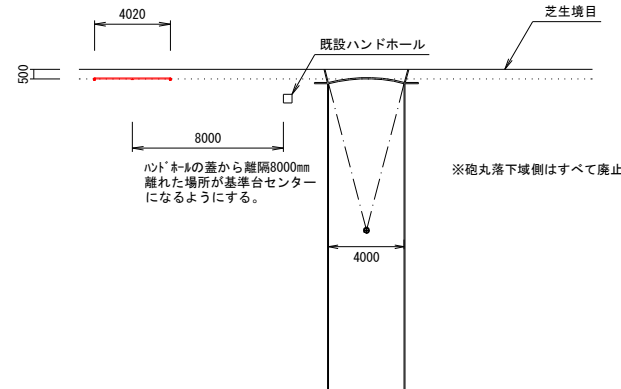
競技施設詳細図

走り高跳ライン改修詳細図 S=1:200



Aゾーン

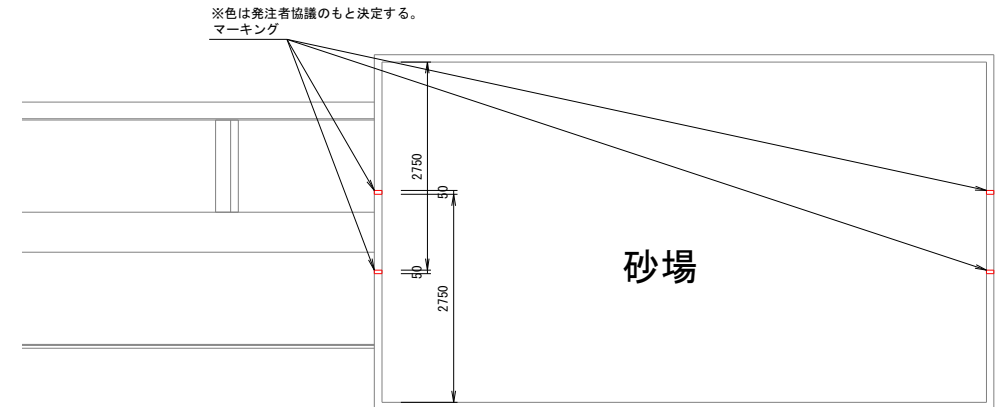
※既存ライン削除



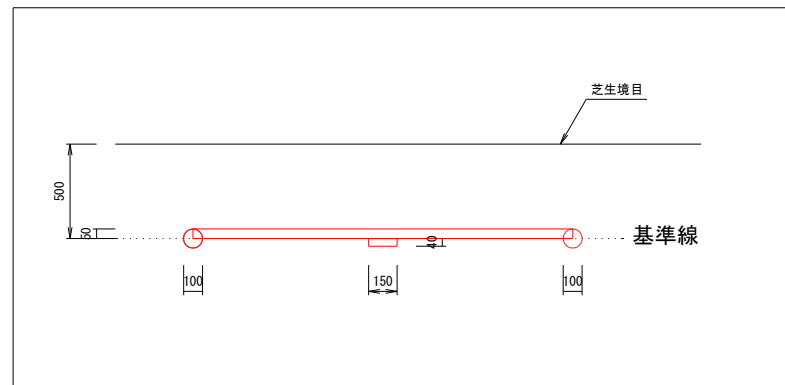
Bゾーン

※既存ライン削除

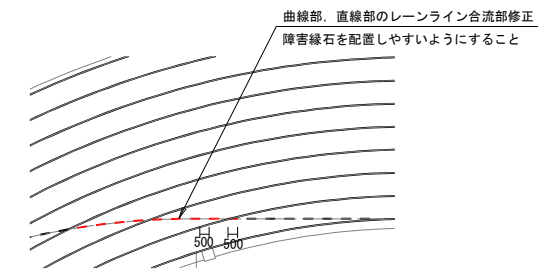
砂場マーキング詳細図 S=1:50



マーキング拡大図 S=1:20

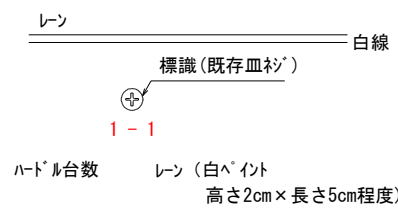


障害マーキング改修詳細図 S=1:200

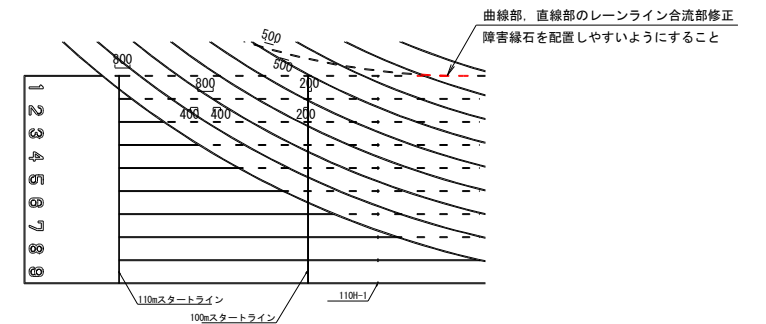
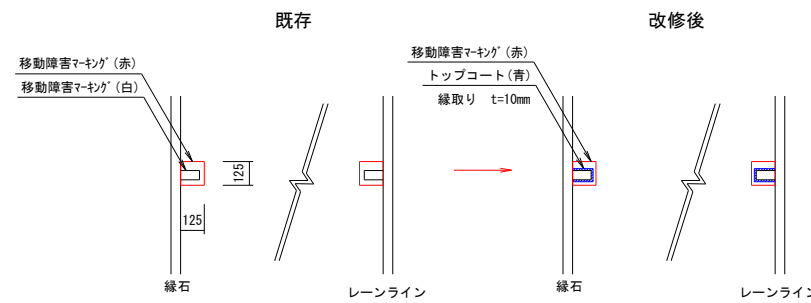


300mHマーキング詳細図 S=1:20

※300mハンドボール 標識の設置位置に白ペイントでハンドボール台数とレーンをペイントする。(既存上塗り)



移動障害マーキング改修詳細図 S=1:20



| | |
|--------|--------------|
| 事業年度 | 令和 4 年度 |
| 工事名 | 第2陸上競技場改修 工事 |
| 路線名 | 栃木県総合運動公園 |
| 工事箇所 | 宇都宮市西川田 |
| 構造図(2) | 縮尺 図示 |
| 図面番号 | 5 葉中之 4 |

